

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第19条により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められています

発症した翌日を1日目と

		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後5日を経過した後
Aさん	発症後1日目に軽快した場合	発症	軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Bさん	発症後2日目に軽快した場合	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Cさん	発症後3日目に軽快した場合	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Dさん	発症後4日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
Eさん	発症後5日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目
		出席停止						
Fさん	無症状の場合	検体採取	採取後1日目	採取後2日目	採取後3日目	採取後4日目	採取後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

軽快した翌日を  
軽快後1日目と数えます